

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表 <空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)					介護職員処遇改善加算(I)	特定処遇改善加算(II)	ベースアップ等支援加算	サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)					
	基本サービス費 (円)	看護体制加算II (円)	夜勤職員配置加算II (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算II (円)														
要介護1	696	8	18	12	18	所定単位数 × 加算率 8.3%	所定単位数 × 加算率 2.3%	所定単位数 × 加算率 1.6%	891	第1段階	320	300	110	2,421					
要介護2	764	8	18	12	18					第2段階	820	600			971	第3段階①	1,310	1,000	3,311
										第3段階②	1,310	1,300				4,807			
										第4段階	2,006	1,800							
										第1段階	320	300				110	2,501		
第2段階	820	600	3,391																
第3段階①	1,310	1,000		3,691															
第3段階②	1,310	1,300	4,887																
要介護3	838	8		18	12				18	1,059	第1段階	320	300	1,141	第2段階	820	600	110	2,589
			第3段階①								1,310	1,000	3,479						
			第3段階②								1,310	1,300			3,779				
			第4段階								2,006	1,800	4,975						
			要介護4								908	8			18	12	18		
第3段階①	1,310	1,000		3,561															
第3段階②	1,310	1,300			3,861														
第4段階	2,006	1,800		5,057															
要介護5	976	8			18				12	18			1,222	第1段階				320	300
			第3段階①	1,310							1,000	3,642							
			第3段階②	1,310							1,300			3,942					
			第4段階	2,006							1,800	5,138							

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算I…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算I…所定単位数×加算率2.3% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)

医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表 <空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)						介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅱ)	ベースアップ等支援加算	サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)					
	基本サービス費 (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅱ (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	サービス費														
要介護1	696	8	18	12	18	所定単位数 × 加算率 8.3%	所定単位数 × 加算率 2.3%	所定単位数 × 加算率 1.6%	1,781	第1段階	0	0	110	5,697						
要介護2	764	8	18	12	18					第2段階	0	0			第3段階①	0	0			
										第3段階②	0	0			第4段階	2,006	1,800			
										第1段階	0	0			第2段階	0	0	第3段階①	0	0
										第3段階②	0	0			第4段階	2,006	1,800			
要介護3	838	8	18	12	18	2,117	第1段階	0	0	0	0	110	6,033							
要介護4	908	8	18	12	18	2,282	第2段階	0	0	第3段階①	0	0	110	6,198						
							第3段階②	0	0	第4段階	2,006	1,800								
							第1段階	0	0	第2段階	0	0			第3段階①	0	0			
							第3段階②	0	0	第4段階	2,006	1,800								
要介護5	976	8	18	12	18	2,443	第1段階	0	0	0	0	110	6,359							
							第2段階	0	0	0	0									
							第3段階①	0	0	0	0									
							第3段階②	0	0	0	0									
							第4段階	2,006	1,800											

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.3% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)

医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表 <空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)						介護職員処遇改善加算(I)	特定処遇改善加算(II)	ベースアップ等支援加算	サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	看護体制加算II (円)	夜勤職員配置加算II (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算II (円)	サービス費									
要介護1	696	8	18	12	18	所定単位数 × 加算率 8.3%	所定単位数 × 加算率 2.3%	所定単位数 × 加算率 1.6%	2,671	第1段階	0	0	110	6,587	
要介護2	764	8	18	12	18					第2段階	0	0			
										第3段階①	0	0			
										第3段階②	0	0			
										第4段階	2,006	1,800			
要介護3	838	8	18	12	18	第1段階	0	0	2,912	110	6,828				
						第2段階	0	0							
						第3段階①	0	0							
						第3段階②	0	0							
要介護4	908	8	18	12	18	第4段階	2,006	1,800	3,175	110	7,091				
						第1段階	0	0							
						第2段階	0	0							
						第3段階①	0	0							
要介護5	976	8	18	12	18	第3段階②	0	0	3,423	110	7,339				
						第4段階	2,006	1,800							
						第1段階	0	0							
						第2段階	0	0							
要介護5	976	8	18	12	18	第3段階②	0	0	3,665	110	7,581				
						第4段階	2,006	1,800							
						第1段階	0	0							
						第2段階	0	0							

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算I…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算I…所定単位数×加算率2.3% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)

医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。